

社員の慰安旅行の要件と 税務上の取り扱い

Q

お客様からのご質問

私は会社（9月決算）の経理を担当している社員です。

当社は3年に1度は慰安旅行を行っています。社長より今回は東京ディズニーランドに行きたいと言われました。その際に、社長の奥様と子供（中学生と小学生）も連れていきたいというのです。税務上、認められるのでしょうか？

A

キド先生からの回答

慰安旅行の税務上の取り扱いは次の通りです。

- 対象が原則として社員であること
- 社員の半数以上が旅行に参加すること
- 宿泊を伴う場合は4泊以内の規模であること
- 会社の負担額が社員1人当たり10万円以内であること

ご質問の場合、奥様が会社の社員（役員でも可能です）に該当するのであれば問題ありませんが、奥様が会社との関係がなければ、原則的には、奥様とお子様の費用については会社の経費とは認められません。そのため、社長の個人的費用として処理してください。なお、慰安旅行に取引先を招待した場合には、原則として「接待交際費」として取り扱われます。

キド先生からのコメント

慰安旅行の参加対象者を「社員とその家族」として、上で述べた慰安旅行の要件を満たすことができれば、場合によっては社長の家族も経費処理できるかもしれません。この場合は、参加したい家族は自由に参加できることが必要です。詳しくは顧問税理士と社長とよく相談してください。

